

石狩川下流域外減災対策協議会（第7回）

意見交換について

令和3年3月5日

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>		<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>	
<p>札幌市</p>	<p>【取組の現状】 ・札幌市では、洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（令和2年12月時点で2431施設）に対して、所管する部局から避難確保計画作成に関する通知を发出しています。 ・提出期限を令和2年度末に設定しており、現在、各対象施設において避難確保計画の作成が進められています。</p> <p>【課題】 ・提出期限が近づき、今後計画提出の集中が予想されます。所管部局とよく連携し、計画のチェック・受理・管理等を効率的に実施する必要があります。 ・計画未提出施設も相当数になると予想しています。未提出施設に対して計画作成を促す方法を検討する必要があります（講習会の実施等）。 ・要配慮者利用施設の新設や廃止が多数あるため、対象施設の更新と、新設施設への周知を継続的に実施する必要があります。 ・内閣府より、避難情報見直しの方針が示されており、見直し後は提出済計画の修正が必要となります。また、訓練の実施状況を適切に把握する必要がありますが、現状では訓練実施の報告義務が無いため、必要に応じて対象全施設に実施状況を照会する必要があります。要配慮者利用施設の避難の確保において、状況の変化に対応した計画の修正・見直しや訓練実施状況の把握は極めて重要であり、これらについて施設と札幌市が相互に、円滑に確認しあえるシステムの導入が必要と考えています。</p>		<p>【取組の現状】 ・避難所における密を避け、避難が必要な方が適切に避難できるように、日頃から各自で状況に応じた避難の必要性を確認いただくよう、広報を行っています。 ・マスクや消毒液、非接触体温計、パーテーションといった感染症対策物資の備蓄を進めています。 ・新型コロナウイルス感染症への対応に係る補足事項をまとめた避難所運営マニュアルを作成し、このマニュアルに基づいた運営訓練を行っています。</p> <p>【課題】 ・今後も、感染状況の変化等に合わせた対応が必要となります。 ・避難所を実際に運営する職員の習熟や人員確保が必要となります。 ・感染症対策等で備蓄物資を増強していくことにより、拠点倉庫や避難所の備蓄庫に空きスペースの不足が生じています。</p>	
<p>石狩市</p>	<p>【取組】 洪水・土砂災害・津波が想定される区域内にある要配慮者施設に対し、想定される災害からの「避難確保計画」の策定が義務付けられており、石狩市では平成31年3月、令和2年3月に対象施設に通知文を送付するとともに、（一般財団法人）石狩市防災まちづくり協会と連携し、独自で作成したひな型を活用した作成支援を実施しています。令和3年1月15日時点で避難確保計画を作成している配慮者利用施設は32施設（82施設中）となっています。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響により、要配慮者利用施設の担当者と面談しての支援が困難な状況となっています。</p>		<p>【取組】 これまで石狩市では「指定避難所運営マニュアル」により避難所の運営要領等を示してきましたが、従来どおりの運営要領では、新型コロナウイルス感染症流行下に避難所で感染拡大を招く恐れがあることから、R2年8月に「新型コロナウイルス感染症対策編(案)」を作成しました。また、非接触型体温計やフェイスガード、マスク、パーテーション、高さ140cmの仕切り付段ボールベッドなどの新型コロナウイルス感染症対策用の備蓄品を購入しており、各指定避難所へ備蓄を行っています。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、避難所運営訓練の実施が難しいです。</p>	
<p>江別市</p>	<p>1 避難確保計画の作成支援 (1) 今までの取組 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等61施設すべての施設が計画作成済みです。（作成率：100%） (2) 課題 訓練実施の向上が必要となります。 ・該当施設全61施設中15施設が水害対策の訓練未実施となっています。（訓練実施率：75% 46施設） ※火災を想定した訓練は実施していますが、水害を想定した訓練を実施していないという声もあります。 (3) 今後の取組 水害を想定した訓練を実施するよう該当施設に向けた広報等に努めます。また、実施企画等が困難な施設については、直接支援をして訓練の実施を促します。</p> <p>2-1 避難行動の理解促進 (1) 今までの取組 水害に特化した出前講座を令和元年度から実施しています。 ・出前講座に「水害時の避難行動について」を追加し、防災・減災意識の高揚を図ります。 【出前講座（水害時の避難行動）の実施件数】 ・令和元年 5件 ・令和2年 1件 (2) 課題 避難情報等の警戒レベルについて、市民の認知度が低いです。 (3) 今後の取組 浸水想定区域内の施設等を中心に、出前講座や訓練を通じて周知啓発します。</p> <p>2-2 避難行動の理解促進 (1) 今までの取組 江別市版「河川増水時のタイムライン」（別紙1）を作成しました。 ・市を代表する7つの河川ごとにタイムラインを作成しました。 ・大雨時の「行うべき避難行動」を市民目線でイメージ図にまとめ、周知啓発しました。 (2) 課題 マイ・タイムラインについて、市民の認知度が低いです。 (3) 今後の取組 マイタイムライン（別紙2）の市民周知及び、出前講座等で作成の支援を行います。</p>	<p>別紙あり</p>	<p>1 避難所の確保に向けた取組 (1) 今までの取組 ・避難について「知っておくべき5つのポイント（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はない・安全な知人や親戚宅などへの避難）」を広報誌・HP等で周知啓発しました。 ・避難行動要支援者の避難所への搬送及び、避難所の収容人を超えた場合に要配慮者等を別な避難所へ搬送することを想定し、市内タクシー会社4社と個別に協定を締結しました。 ・避難所の開設・混雑状況について、災害時協力協定企業と連携し、WEB上で避難所の開設・混雑状況をリアルタイムで配信しました。（別紙3：MAP型混雑検知システム「VACAN」：株式会社バカン） (2) 課題 災害発生時の収容人員の管理や、状況の周知です。 (3) 今後の取組 市民への周知啓発とMAP型混雑検知システム使用に係る避難所対応職員の教育です。</p> <p>2 避難所の開設に向けた取組 (1) 避難所運営マニュアルの改訂 ・感染症対策について盛り込んだ避難所運営マニュアルを改訂します。 (2) 一人当たりの避難所スペースの増強 ・2㎡から4㎡へ変更します。 (3) 感染症対策資器材の配置 【施設設置用】 段ボール間仕切り、段ボールベッド、アルミマットなど 【対応者装着用】 感染防止ガウン、マスク、フェイスシールド、ゴーグル、手袋など (4) 初動対応資器材の配置 ・ヘルメット、LEDライト、ラジオ、メガホン、災害情報掲示板など</p>	<p>別紙あり</p>

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>		<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>
千歳市	<p>千歳市における水防法に係る要配慮者利用施設は、3施設あり、内訳は小学校1施設、保育施設2施設となっています。避難確保計画は全ての施設で作成済みとなっており、訓練に関しては、北海道からの計画作成に係る照会があった際に、施設に対し訓練実施の有無を電話で確認し、年1回実施している旨の報告を受けています。</p> <p>確認の際、訓練の内容を口頭でも聴取していますが、報告の義務がないため、自治体が聴取しなければ訓練状況は把握できないため、先般の球磨川の事例にもあるように、施設管理者に実効性のある訓練を実施させるためには、報告を義務化する必要があると考えます。</p>		<p>千歳市における洪水時の最大想定避難者数は約4,600人であり、洪水時に指定する指定避難所は11か所としています。</p> <p>本市の指定避難所は47か所あり、新型コロナウイルス感染症対策として、11か所の洪水時の指定避難所に加え、その周辺の指定避難所を災害規模に応じて増設することとしているため、避難所確保に関しては影響はありません。</p> <p>増設するにあたり、指定避難所となっている学校は、授業再開を視野に入れた開設が必要になることから、施設管理者と事前に協議を図っていく必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が広がる中、避難先に車中避難等の指定避難所以外を選択する人が多くなると想定され、過去の災害において、指定避難所以外の避難者は、食料や飲料水などの支援物資が行き渡りにくい状況であったと言われていることから、支援物資の提供や生活環境に関する情報を、広く円滑に伝達できるよう、情報提供手段の多重化を図っていく必要があります。</p>
恵庭市	<p>今年度から要配慮者利用施設の指定に向けた事務を進めており、対象施設向けの説明会を開催したところです。令和3年2月に予定している防災会議（書面会議）で報告を予定しています。</p> <p>避難確保計画の早期作成に向けて、入力フォーマットを作成し、様式に入力していただくことで、避難確保計画と併せて、その施設のタイムラインが出来上がるようにし、施設管理者が計画を作成しやすいよう工夫を行っています。令和3年12月末までに対象施設の避難確保計画作成が完了するよう、関係各課と連携していきます。</p> <p>訓練については、今年度の出水期が過ぎてからの施設管理者への指定通知となったため、次年度以降、対象施設での訓練実施に向けて関係各課と連携し支援してまいります。</p>		<p>避難所の確保に向けて、新たに協定を締結し、使用施設の拡充を図ったところです。</p> <p>避難所の開設にあたっては、「避難所運営マニュアル」の修正を行い、感染症対策を考慮したところで。また、令和2年6月には、道庁危機対策課が主催の感染症対策を講じた避難所運営の検証を市内中学校で実施し、コロナ禍にあつての避難所のイメージを膨らませるとともに、市災害対策本部訓練と連動した避難所開設運営訓練を実施し、検証結果を考慮した避難所の開設・運営の一連の流れを町内会役員が主体となって対応するシナリオとして実施しました。</p> <p>また、避難所開設時の感染症対策として、防護服や消毒液などの物資を購入し、備蓄を進めているところです。</p>
北広島市	<p>○避難確保計画作成及び計画に基づいた訓練の現状について 本市では、要配慮者利用施設に指定された17箇所すべてが避難確保計画を作成済みです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度中に訓練を予定していた施設についても訓練の延期が続き、いまだ訓練の実施時期について見通しが立たない状況が続いています。</p> <p>○避難確保計画作成に向けた取組内容、工夫、課題等について 対象施設にメール及び電話で避難確保計画の作成を依頼し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、計画作成者からの問合せにはメールや電話等でも対応できるようにしていました。また、各施設からは計画作成完了時期及び訓練の実施時期について回答をいただき、その時期の前後に電話やメールで進捗状況を確認することで避難確保計画作成へと促すことができました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生する虞もあるなかで、計画に基づく訓練はどのような形で実施すべきかが今後の課題です。市独自に訓練内容を考えて実施を促すことも考えられますが、各市町村でばらつきを避けるためにどうすべきか苦慮しています。</p>		<p>○新型コロナウイルス感染症が広がる中における避難所について 新型コロナウイルス感染症対策として避難所での一人当たりの面積を3㎡から14㎡まで拡大したところ、本市では避難所に収容できる避難者数は約4分の1以下となります。</p> <p>地震時における避難所については、北海道がHPで発表している「北海道の想定地震・地震被害想定について」の最大避難者数を考慮すると、本市の避難所すべてを開設しなければならないほどになります。しかしながら、すべての避難所を開設するには人員不足であるため、本市では広報を通じて在宅避難や親戚宅等への避難を呼びかけています。</p> <p>洪水時における避難所については、本市の浸水想定区域を参考にすると地震とは異なり、市内全域に大きな被害が生じるものではありませんが、感染症対策に配慮し、地震時と同様に在宅避難や親戚宅等への避難の積極的な活用を呼びかけています。</p> <p>○避難所確保に向けて、課題、具体的な取り組みについて 本市の避難所数は最大避難者数もカバーできています。しかしながら、ブラックアウトに対応できるよう、非常用発電機が設置されている避難所が少ないこと等といった課題があります。そのため、非常用発電機が設置されていない避難所には持ち運びができるような発電機の備蓄を進める等といった取組みを続けています。</p> <p>○避難の長期化や人数が増えた場合の対応方針について 避難所の長期化においては、感染症対策として本市で備蓄しているマスクの数量にも限りがあるため、配布し続けることは難しくなると考えられます。しかしながら、本市との災害時連携協定を結んでいる民間企業等の協力を仰ぎながら、避難所の生活を少しでも快適なものに近づけられるようにしたいと考えています。また、人数が増えた場合にはさらに避難所内が密になることが想定されますが、密な空間を作らないように、更なる避難所の開設等の検討が必要と考えられます。</p>

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>	<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>
<p>南幌町</p>	<p>南幌町地域防災計画において定められてる浸水想定区域内の要配慮者利用施設については12施設ありますが避難確保計画の策定に至っていません。 福祉担当と協力し施設管理者に対して避難確保計画作成のサポートを検討します。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症が流行している状況下において、主として感染拡大を防止するために必要となる事項を記載した、避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応版）を令和2年7月に策定しています。 ・すべての避難所において収容可能人員が減少することから、民間施設や地域集会所など臨時避難所の選定・確保について、検討する必要があります。 ・避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討するよう広報等を通じ周知しています。 ・職員をはじめ住民やボランティア団体による感染症対策を想定した、避難所運営訓練を実施する必要があります。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設 ・避難所のレイアウト等の検討 ・避難所対応職員への開設要領の徹底 ・物資・資材等の準備状況及び必要数の把握 ・避難者の健康管理 ・発熱者等のための専用スペースの確保 ・避難所運営を行う職員等の安全の確保
<p>長沼町</p>	<p>【現状】 浸水想定区域内に要配慮者施設が2施設（障がい者雇用施設）存在します。</p> <p>【取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画に位置付け済み。 2 避難確保計画を作成済みです。 3 防災行政無線（デジタル）を配布します。 <p>【課題】 継続的な避難訓練です。</p>	<p>【取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所開設・運営マニュアルの修正 道の訓練成果に基づき、新型コロナウイルス感染症等を考慮したものに修正しました。 2 避難所運営に係わる職員訓練 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の開設・運営について教育し、段ボールベットやパーティションを実際に組み立てる等して避難所開設を体験しました。 3 感染症対策用品の確保・充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 段ボールパーティション (2) 除染器 (3) 感染症対策防護キット (4) アイソレーションガウン (5) プラスチック手袋 (6) ゴーグル (7) 使い捨て帽子 (8) マスク <p>【課題】 感染者の非公表が多く、実態を把握できません。</p>
<p>夕張市</p>	<p>【避難確保計画作成状況】 策定済み 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム清光園（夕張市南清水沢1丁目） 訓練未実施です。 ・介護老人保健施設夕張（夕張市社光20番地） 訓練未実施です。 ・グループホーム楓・紅葉（夕張市南清水沢2丁目） 訓練未実施です。 	<p>【避難所開設に向けた取組】</p> <p>日時 令和2年10月11日（日）9時00分から11時00分 場所 夕張市南部地区 参加機関 夕張市消防本部・夕張市消防団・札幌方面栗山警察署 訓練内容 水防訓練・住民避難訓練・避難所運営訓練</p> <p>避難所運営訓練は、新型コロナ感染症予防対策を視野に行いました。 感染予防備蓄品（受付テント：飛沫用シート・マスク・消毒液・非接触型体温計を準備します。） 受付担当者は、マスク・ゴム手袋を着用し、避難者の検温と健康チェックシートの確認を行い、入所案内をしました。 避難者は、事前に健康チェックシートに当日の体温等を記載して、訓練に参加しました。 避難完了後、警戒レベル、備蓄品の展示及び新型コロナ感染症予防対策における避難所生活の健康管理について、担当職員から説明を行いました。</p> <p>【避難所開設に向けた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密を避けるための入所人数制限や他の避難所に分散避難について ・避難者の体調不良を確認した場合の初期対応について ・トイレや手洗い場等の集合スペースへの動線の明確化と2方向以上の窓及びドアを開放した有効な換気方法について

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>	<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>
由仁町	<p>・当町は、これまで国管理の河川における洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設を有していませんでしたが、道によるiRICを用いた浸水想定図の公表により、これに位置する要配慮者利用施設について避難確保計画作成及び訓練実施等の検討を進めます。</p> <p>・要配慮者の避難に対応する人員の確保のため、福祉施設等との協定締結を検討します。</p> <p>・福祉担当課と連携した要配慮者の実態把握、要配慮者に対する関係機関の情報共有に対する同意が得られない場合の対応に関する協議を進めます。</p>	<p>・地方創生臨時交付金を活用し、避難所の感染症対策として、避難所用テント、換気用ファン、発電機、消毒液等、必要な資材を購入します。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営方法に対する検討・確認のため、避難所設営訓練の実施について検討中です。</p>
栗山町	<p>避難確保計画作成に向けた現状 ○平成元年度に、要配慮者利用施設である障がい福祉サービス事業所での洪水時の避難確保計画作成に対して、国で出された計画書ひな形の配布や栗山町防災ガイドブックの提供を実施しました。</p> <p>避難確保計画作成に向けた課題など ○要配慮者利用施設や学校などとの、洪水時の避難確保計画作成に向けて、本町に即したひな形の作成や計画作成説明会の開催などの対応をしていく必要があります。</p>	<p>避難所確保・開設に向けた現状 ○感染症対策を含めた避難所運営マニュアルの原案を作成し、現在、内容を精査しています。</p> <p>避難所確保・開設に向けた課題など ○感染症対策を含めた避難所運営マニュアルに基づいた避難所開設訓練などを実施していく必要があります。</p> <p>○各指定避難所におけるレイアウトや動線などについて精査を行い、その結果を踏まえて、ホテルや旅館等の災害時の避難所としての活用に向けた検討を行う必要があります。</p>
新篠津村	<p>現状、要配慮者利用施設における避難確保計画については、各施設管理者に一任しています。訓練についても同様です。</p>	<p>感染症対策として、各避難所の避難者数を避難者同士の間隔（2mを基本とし、最低でも1m）を確保した状態で見直しを行いました。また、想定される避難者数を基に簡易間仕切りを購入しました。</p> <p>しかし、避難者同士の間隔を空けたことにより、避難可能な人数が以前の想定から大幅に減となったため、発災時に避難所が不足する可能性があり、新たな避難所の指定を検討する必要があります。</p> <p>また、マスクや、フェイスガード、ガウン、消毒用アルコール等の備蓄も行っていますが、村としての備蓄であり、特に消毒用アルコールは日常的に使用するものであることから、今後、避難所開設用として別個に一定数備蓄しておく必要があります。</p>
岩見沢市	<p>浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設141施設の災害対策に関する計画作成状況を把握し、計画作成の助言を行ったうえで、今年度の地域防災計画の修正において、要配慮者利用施設を定めることとしています。</p>	<p>コロナ禍における避難所運営について、4月に感染症対策対応マニュアルを作成し、受付時の検温や健康状態の聞き取り、避難スペースにおけるソーシャルディスタンスの確保、避難者への手指消毒とマスク着用の徹底、定期的な換気などを行って、感染リスクの低減を図ることとしているとともに、マスクや消毒液、非接触型体温計、飛沫感染を防止するための間仕切りパネルなど必要な備蓄品の整備を進め想定必要数量を整備しています。</p> <p>さらには、発熱や感染症が疑われる避難者については一般避難スペースと別のフロアに避難スペースを確保して対応を行うなど、具体的な対応を定め、避難所での感染拡大防止を図る運営体制や運営方法の見直しを行い、対応することとしています。</p> <p>市民に対しては、広報いわみざわ8月号で避難所に避難する際の感染症対策として、マスクや体温計、自分の手指消毒に使う消毒液の持参についてお願いをするとともに、親戚・知人宅への避難や車中避難などの分散避難について周知しています。</p>
美唄市	<p>当市におきましては、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設はないことから、取組及び課題はありません。</p>	<p>【取組】</p> <p>・感染症の感染拡大防止のための備蓄品を整備しました。備蓄品は、マスク、手指消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、使い捨て手袋、ゴーグル、フェイスシールド、ダンボールベッド、ダンボール製間仕切り、避難所用テント、非接触式体温計などです。</p> <p>・感染症予防を見据えた防災訓練を自主防災組織等の参加により実施しました。避難者受付、名簿作成、ダンボールベッド等を活用した避難所開設等を行うことにより、防災関係機関の連携及び市民等の防災意識の高揚を図るとともに、感染症への理解を深めました。</p> <p>・避難所開設・運営マニュアルの見直しを行い、受付方法や避難者の配置、感染防止対策などについて決めました。</p> <p>【課題】</p> <p>・避難者のスペース確保のため、避難所の収容人数を考慮する必要があることから、国の通知において、可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、親戚や友人の家等への避難を検討するように周知することとしていますが、学校や会館などの施設は既に避難所指定しており、新たに避難所指定できる施設がほとんどありません。</p>
三笠市	<p>対象となる施設を訪問し、避難確保計画作成及び訓練実施に関する各種資料（国土交通省HPに掲載されている各種データ）を提供しました。</p> <p>その後避難確保計画の提出がない施設については電話にて作成状況の確認を行っています。</p> <p>なお、訓練の実施については、消防法に基づく消防訓練と混同している施設が多く、これについての説明を重点的に実施します。</p>	<p>避難所にはアルコール消毒液やマスク等の感染症対策物品を配備出来るよう対応済みです。</p> <p>また、感染症対策下における避難所開設訓練を実施済みです。</p> <p>浸水想定区域にある避難所、避難の長期化、避難人数の増加等の対応については、協定を視野に広域的に対応することを検討しています。</p>

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>	<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>
<p>月形町</p>	<p>「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等には、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されています。</p> <p>施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害等の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれますとされています。</p> <p>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、北海道及び関係機関と連携して積極的に支援を行うことが必要です。</p> <p>【取組】 1 施設の避難確保計画 要配慮者利用施設の避難確保計画作成について、現在、地域防災計画に掲載していないので、今後掲載を検討しています。</p> <p>2 浸水想定区域にある要配慮者施設 5箇所該当します。各施設に避難確保計画の必要性を伝えているところです。各施設では計画策定を進めることを確認しています。</p> <p>【課題】 特にありません。</p>	<p>○避難所 ・指定避難所 7箇所 ・指定避難場所 9箇所</p> <p>【取組】 ・感染症拡大防止のための備蓄品の整備 サージカルマスク、消毒液、ウエットティッシュ、ペーパータオル、ハンドソープ、体温計（非接触型）、ガウン（ビニール製）、フェイスシールド、手袋、シューズカバー、ラテックスグローブ、パーテーション ・感染症対策として、受付での検温・問診で避難者の体調確認し収容場所内で割り振ります。 ・受付対応者は、マスク、フェイスシールド、ビニール製の服、ニトリルグローブを身につけます。 ・避難者には、アルコール消毒、マスクの着用をお願いします。マスクの備蓄は大人用15000枚、子供用2000枚。 ・避難所内では、パーテーションによる仕切りをつくり密を避けるようにします。 ・感染症対策を含めた避難所における対応を示します。 ・収容数を超える場合の対応 指定避難所に於ける収容定員を超える場合は、代替え施設を用意します。 （各町内会の会館、ホテル（水害以外）などを代替え施設としていきます）</p> <p>【課題】 ・避難所開設のための職員の対応訓練 コロナ禍における避難所の受付から食事、居場所の換気・消毒についてマニュアル化します。 ・感染者として疑いがある者についての対応 検温・問診による感染症の疑いがある場合に、別の場所を用意するとともに病院・保健所と連携して検査を受けるようにすることを検討します。</p>
<p>滝川市</p>	<p>○避難確保計画作成にむけた現状 現在の状況 要配慮者利用施設における避難確保計画作成対象施設 →42施設 避難確保計画作成済施設 →15施設 当該15施設のうち訓練実施施設 →12施設 避難確保計画未作成施設 →27施設</p> <p>○避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組 平成31年2月、滝川市役において、要配慮者利用施設の関係者を集め、避難確保計画の作成等の義務化及び避難確保計画作成の手引きについての説明会を実施済みです。 令和2年7月、各施設あてに速やかな計画作成及び訓練の実施のお願いを文書で周知済みです。 今後、各事業者の未作成事由を聴取し、段階的な期限を設け、作成に向けた指導助言を執り進めていきます。</p> <p>○避難確保計画や訓練実施にむけた課題 各施設において、水防法の改正による避難確保計画の作成、訓練実施の義務は把握しているものの、避難確保計画が未作成の場合においては、水防法第15条の3第3項及び第4項に基づく「指示」及び「公表」の具体的方法は、各市町村の判断に委ねられており、未作成施設の公表が義務でないことが起因すると推測されます。 令和2年度、コロナ禍において、未作成施設を対象とした説明会の開催や訪問による直接的な指導助言が困難となり、文書の発出や電話による促しに留まっています。</p>	<p>○避難所確保・開設にむけた取組 ・避難所での感染拡大防止を図りつつ、収容者数のキャパを大きく落とさないよう、避難者の滞在スペースの区画を家族等の単位での個室化を図れるワンタッチ式パーテーションの導入することとしました。 ・避難者の受入の際に検温や聞き取りを行い感染の可能性を有する避難者について隔離を行うべく、迅速な検温を可能にするサーモグラフィーの導入や隔離用の避難スペースを設定しました。 ・不特定多数の集まる避難所を避けて、車中泊者を選択知り避難者に対応するための駐車スペースの確保などの検討を行っています。</p> <p>○避難所確保・開設にむけた課題 ・前述したような感染対策のために導入した避難所用資機材の保管場所の確保、運搬・設営等に係る時間や人員の最小化をいかに図るかです。 ・併せて、以前とは異なる新たな避難所としての対応体制等を構築していかなければなりません。スタッフの具体的なオペレーションや対応人員の増員確保策等の詳細な検討を早急に詰めています。</p>

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>		<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>	
砂川市	<p>●避難確保計画の作成支援 要配慮者利用施設の担当者に対し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨の説明 ・ハザードマップの説明 ・ひな形の提供や活用方法の説明など ・実施する訓練のサポートや相談を実施しています。 <p>今後も避難確保計画作成の依頼を継続して実施するとともに、その趣旨や理由を丁寧に説明し実態の伴う計画作成に努めます。</p>		<p>【取組】 ○市内の寺院である北泉岳寺と「災害時における避難所等の協力に関する協定」を締結しました。（R2.9.1） ○R2年度末頃に砂川仏教会との協定締結に向け調整中です。 ○パーテーションや、段ボールベッド、消毒液やマスクなど感染症対策関連の備品を購入しました。</p> <p>【課題】 ○密を避けるため災害時にはできるだけ多くの避難所を開設することが求められており、運営する職員が不足することが見込まれます。</p>	
深川市	<p>深川市においては、現在のところ深川市地域防災計画に避難確保計画の作成が必要となる災害危険区域内の要配慮者利用施設を定めていません。 このため深川市地域防災計画に要配慮者利用施設における避難確保計画の必要となる施設を明記するため課題として今後避難確保計画の作成が必要となる施設の調査を行う事が課題となっています。</p>		<p>深川市において、避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、今年度サーマルカメラ、体温計、マスク、アルコール、室内テント等の購入を進めており、トイレの少ない避難所には共用場所となるトイレの感染症対策のため感染の疑いのある人と同一のトイレとならないように簡易トイレなどの購入を予定しています。 また7月に深川市の避難所運営マニュアル（暫定版）を北海道の避難所運営マニュアルを用いて、感染症対策の内容を追加し、市内の町内会長に配布及び説明しています。 昨年度のハザードマップの改定に伴い、避難想定人数が増えています。この人数は全ての避難所の開放により対応可能ですが、この人数を上回る場合、3密対策が厳しくなってしまう可能性があります。</p>	
奈井江町	<p>本町の地域防災計画・水防計画では、水防法及び土砂災害防止法が平成29年6月19日に改正されたことにより、本年2月の改正において浸水想定区域内の8箇所の要配慮者利用施設を定めたところですが、これにより要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成し、町への届け出が義務付けされることになりましたので、各施設管理者へ作成の状況を確認したところ8施設中、5施設が策定していますので、防災担当において内容を確認し、情報共有をします。 また、未策定の施設については、作成の支援を行い策定に向け、指導・助言を行います。 各施設における避難訓練等については、協力依頼がありましたら町の関係部局が連携して支援を行います。</p>		<p>本町においても、指定避難所の新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みとして、避難所の過密状態防止対策を実施しています。 ○在宅避難又は親戚・友人宅への避難も選択肢に加えるよう定期的な分散避難を周知します。 ○避難所として使用できるスペースを最大限活用するための飛沫を防ぐ間仕切りを整備します。 避難所開設に向けた課題として、避難所の想定収容人数が、感染症対策を考慮した場合は半数以下となるため、指定避難所以外の地区会館等の活用を検討しています。 また、現在は一つの避難所で、一般避難者と感染が疑われる体調不良者の区分分けを予定していますが、災害の規模によっては感染者専用の避難所開設が必要となります。</p>	
上砂川町	<p>本町において、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する必要がある施設は、土砂災害警戒区域に該当している上砂川町立上砂川中学校の1箇所が該当しています。避難確保計画作成に向けた現状としては、今後作成に向けた取組を実施する予定です。今後の取組内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難確保計画を作成する必要がある施設は、市町村地域防災計画にこれらの施設の名称及び所在地を定める必要があり、上砂川町地域防災計画を改定し、対象施設を位置付けます。 ② ①と並行して、対象施設の管理者に対して避難確保計画作成のための説明会を実施して、避難確保計画の必要性について丁寧な説明を実施するとともに、施設管理者等が主体的に作成するように働きかけます。 ③ 施設管理者等は、作成した避難確保計画について避難訓練を実施する必要があるため、町として訓練の実施にあたり積極的に支援します。 		<p>本町は、現在15か所を指定避難所として指定しており、全ての避難所を可動させた場合には約5,000人の受け入れが可能と見積もっていましたが、飛沫感染防止、ソーシャルディスタンスを考慮すると最大で約1,400人の受け入れが妥当と考えます。その場合は、町の人口約2800人を考慮すると大規模災害が起きた場合、町内施設のみでは仮に全員が避難した際は避難所不足が懸念されます。しかしながら、備蓄品関係についてはマスク及び消毒液等の衛生用品、ダンボールベッド及びパーテーションの必要数を備蓄しており、水、食事等の備蓄品も災害当初の3日分を想定して備蓄をしています。 従って、万が一想定外の災害が起きて予想以上に避難所生活が長期化し避難する人員が増えた場合は、近隣自治体と密接に連携するとともに、関係機関の支援を要請し対応することが必要と考えます。 また、感染者を増やさないように、避難所の受け入れの段階から感染の疑いのある住民を健常者と思われる住民を選別して受け入れるようにするとともに、感染の疑いのあるものを受け入れる避難所をあらかじめ指定しておくことが必要不可欠であると考えます。</p>	
浦臼町	<p>現在、当町では地域防災計画において要配慮者施設を定めていないため、避難計画を作成していません。 しかしながら、洪水のリスクがある場所に建設されている対象施設が存在しているため、地域防災計画の見直しを進め施設と連携を図り、避難確保計画の作成や訓練の実施を進めていきたいと考えています。</p>		<p>特にありません。</p>	

	<p style="text-align: center;">テーマ①</p> <p style="text-align: center;">要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>	<p style="text-align: center;">テーマ②</p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>																							
<p>新十津川町</p>	<p>【避難確保計画作成に向けた現状】 新十津川町において、浸水想定区域に含まれる「要配慮者利用施設」については、13施設全てにおいて避難確保計画作成済みです。</p> <p>【避難確保計画作成に向けた取組内容、工夫、課題など】 計画の作成が義務化された後、速やかに計画を作成した施設においては、3年が経過していることから、見直し（変更）が必要か否かなどを連携して協議する必要があります。</p> <p>【作成後における訓練実施時の課題、工夫、利活用の事例など】 要配慮者利用施設における災害時の早期避難について、社会福祉施設や病院利用者の移動手段確保や早期避難に係る健康悪化の懸念など、避難訓練では解決しきれない課題に対する対応策の構築が必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設分類</th> <th style="width: 15%;">施設数</th> <th style="width: 70%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">社会福祉施設</td> <td>総合健康福祉センター</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>認可保育所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>生活介護事業所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>共同生活介護施設</td> <td>6</td> <td>(内1施設は3施設で1施設換算)</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設分類	施設数	備考	社会福祉施設	総合健康福祉センター	1	認可保育所	1	特別養護老人ホーム	1	生活介護事業所	1	ケアハウス	1	共同生活介護施設	6	(内1施設は3施設で1施設換算)	医療機関	2		合計	13		<p>【避難所の開設】 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外の避難所の開設を速やかに検討するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図ります。</p> <p>【親戚や友人宅等への避難周知】 避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人宅等への避難を検討してもらうことを日頃より周知します。</p> <p>【避難者の健康状態の確認】 避難者の健康状態の確認について、避難所到着時に屋外で行えるよう各避難所に一次受付用テントを配置します。</p> <p>【手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底】 マスクの着用、手洗い、手指アルコール消毒など基本的な対策を徹底します。</p> <p>【専用スペースの確保】 発熱者、体調不良者については、ビニールフィルムなどを用い、ゾーンや動線を分けるなどの工夫を行うとともに、一般の避難者についても間仕切りを用い可能な限り個室化を図ります。</p> <p>【長期化に対する対応】 避難所生活が長期化する場合、想定される各業務に応じた業者の協力が得られるよう協定の締結を積極的に行うとともに、多目的ベッドの利用など長期的な生活に耐えうる避難所レイアウトの検討及び健康状態に合わせて生活が行なえるよう他の避難所（福祉避難所を含む）への移動など環境の再整備を行います。</p>
施設分類	施設数	備考																							
社会福祉施設	総合健康福祉センター	1																							
	認可保育所	1																							
	特別養護老人ホーム	1																							
	生活介護事業所	1																							
	ケアハウス	1																							
	共同生活介護施設	6	(内1施設は3施設で1施設換算)																						
医療機関	2																								
合計	13																								
<p>妹背牛町</p>	<p>当町の地域防災計画においては、要配慮者使用施設を定めていません。 まずは、地域防災計画に搭載することが急務です。あわせて、要配慮施設との情報連携に努め、共同での避難訓練、災害時における避難所の確保や避難方法確認など、連携した事前準備をどのように行うかが今後の課題となっています。</p>	<p>近年のこれまでに経験したことの無い災害が各地で発生し、当町においても備蓄品の完備をはじめとして、避難所における設備等のハード災害対策が進められているところです。しかしながら、これまでに災害経験が少なく、避難所の開設及び避難実績が極めて少なく、住民の避難対策や避難所の設置準備などのソフト部分の対策について遅れている状況にあります。加えて、これまでに経験したことの無い新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた避難所の開設準備については、ソフト面では十分な対策が取られているとは言えません。</p> <p>国や道から対策マニュアルやガイドラインなどの提供もあり、それらを参考にして準備を進めてはいるものの、準備が必要な備蓄品や感染症対策に必要な物品の必要量等については、特に指針もなく検討が非常に難しいです。</p> <p>今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症感染者が発生している環境において、陽性者・濃厚接触者・発熱者と、その感染状況に合わせた避難マニュアルの準備、住民の避難訓練や避難所開設訓練をはじめとするソフト面の強化及び想定される災害の規模に合わせた、設備・備品等の整備目標等の設定があげられます。</p>																							
<p>秩父別町</p>	<p>該当ありません。</p>	<p>【取組】 ・令和2年10月24日（土）に避難所開設に関する防災訓練を実施しました。 ・訓練の概要は、新型コロナウイルス感染症が流行していることを想定し、避難所の開設訓練を行いました。 具体的には、避難所の1階と2階で一般避難者とコロナウイルスが疑われる方を分けて避難者の受付を行い、一般避難者とコロナウイルスが疑われる方の接触を避けるような避難所の運営方法について訓練を行いました。</p> <p>【課題】 ・今回が初めての避難所開設訓練であると同時に、新型コロナウイルス感染症拡大の防止にも注意しながら避難所を開設しなくてはならないため、かなりの作業量となりました。 また、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所の開設をすると、大量のポップが必要となりポップの作成だけでも膨大な時間と手間がかかったため、国や道でポップ等を作成し、各自治体がいつでも簡単にポップを使用できるような対策があればよいと感じました。 ・大きな災害が発生し複数の避難所を開設した場合に職員の人手不足が予想されます。（特に新型コロナウイルスが疑われる方と一般避難者が同じ避難所に避難する場合は、さまざまな対応が求められるため、複数の避難所を開設する場合は人手不足が生じるのではないかと感じました。）</p>																							

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>	<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>
雨竜町	<p>町内における要配慮者施設については、浸水想定・土砂災害が発生するおそれのエリア外のため避難確保計画の作成は行っていませんが施設において避難訓練を実施しています。 避難確保計画については、施設管理者と連携を図りながら、計画策定については検討します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ避難所についての確保はできていますが、避難所開設及び運営に向けた訓練を実施する必要があります。なお、R2においては新型コロナウイルス感染症を踏まえて避難所開設訓練を実施していますが訓練での問題点を解決するため継続的な開設訓練を実施する必要があります。</p>
沼田町	<p>本町の要配慮者利用施設においては、浸水想定区域等に所在していないため、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務とはされていないこともあり、取組みに至っていないのが現状です。 災害が発生した場合の被害を最小限にするためにも計画の重要性を認識しているところですが、避難確保計画以外にも作成が求められている各種計画について限られた職員で対応する必要があるため、外部委託による作成や専門職員の配置なども検討しながら順次作成するよう進めていきたいです。</p> <p>※沼田町で作成済みの計画等（今後も見直し、更新が必要です） 地域防災計画、国民保護計画、国土強靱化計画、災害時業務継続計画（BCP）、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、職員初動マニュアル、ハザードマップ</p> <p>※沼田町において今後作成が必要と考えられる計画等 避難確保計画、避難所運営マニュアル</p>	<p>本町の避難所は、各地区の会館や公共施設等12か所を指定していますが、代替施設が限られることなどから、感染症対策のための新たな避難所の確保には至っていません。 避難所における衛生対策用品については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として購入を進めていますが、品薄状態であるため全てが納入されるのは年度末頃となる見込みです。 感染者が出た場合の対応を含め、避難所運営マニュアル等の作成が今後の課題となっています。</p> <p>※購入予定の衛生対策用品 ・ウェットティッシュ ・トイレセット ・マスク ・使い捨て手袋 ・防護服セット ・非接触式電子温度計 ・次亜塩素酸水溶液 ・次亜塩素酸空気清浄機 ・パーティション ・ストープ</p>
幌加内町	<p>現在、本町における要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の実施には至っていません。 次年度中に要配慮者利用施設における計画整備をし、順次、関係団体等と協議しながら訓練についても実施していくことで進めていきたいです。</p>	<p>今年度、新型コロナウイルス感染防止対策として段ボールベットやパーティション等の防災用備品を調達し、避難所開設に向けた職員向けの設営研修を実施しました。 今後は、各地域（自治区及び町内会）における避難訓練を実施し、コロナ禍における住民の防災意識の向上と起こり得る災害への備えを図りたいです。</p>
芦別市	<p>【全般】 ○芦別市の浸水想定区域は、福住町にある平班橋周辺が想定区域です。 ○周辺は、水田が多くあり要配慮利用施設がないため特別なことは行っていません。</p> <p>【取組】 ○浸水想定区域（想定最大規模）のハザードマップを配布し防災講話などで市民に周知しています。 ○浸水想定区域以外の要配慮者利用施設では、自主的に避難訓練等を行っています。 ○要配慮利用施設からの要望により避難訓練等で助言などを行っています。 ○令和2年4月には水防計画を修正し、町内会や関係機関に配布しました。 ○現在のガイドブックは、内容などを修正する必要があるため新ガイドブックを作成中です。 特に、道が管理する河川の洪水想定区域を追加しております。 ○市のホームページには、ハザードマップを公表しています。</p> <p>【課題】 ○昭和56年の水害以外、災害がほとんどないので市民の洪水に関する知識が薄れていると思います。防災講話などを通じ継続した周知が必要と考えます。</p>	<p>【全般】 ○新型コロナウイルス感染症が拡大する中、災害が発生し避難所を開設する場合には、複数の避難所を開設したり、また避難所内の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが必要です。</p> <p>【取組】 ○避難所の確保については、指定避難所×42か所（福祉避難所×5か所含む）を確保しています。 またホテルと協定を締結しています。 ○開設にあたり「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所開設・受け入れ対応・物資の準備などについて市民及び職員に市ホームページなどで周知しています。 またコロナ禍における避難所開設にあたり事前の準備や避難所の開設までの考え方をまとめた「避難所開設における新型コロナウイルス感染症への対応」を本年度中に作成する予定です。 ○感染対策として避難所開設訓練を10月13日～16日の4日間、全職員を対象に受け入れ時の避難者の受付要領及び段ボールベッド・仕切り段ボールを使用し1人用・2人用・家族用の避難スペースの確保などを訓練し職員の感染対策の知識を向上させることができました。</p> <p>【課題】 ○開設する際、各避難所は体育館や研修センターなど施設が異なるため、災害時、避難所を複数開設した場合に受付や避難者スペースなどの準備に時間を要します。また、市民が別な手段で避難してくるかもしれません。（例えば車中泊避難や公園での青空避難など） ○避難中に体調不良を訴える避難者などに対応する職員の安全の確保もしなければいけません。 ○感染拡大が続く中でも可能な範囲でできる訓練を行いたいと思います。</p>

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>	<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>												
<p>赤平市</p>	<p>赤平市においては、主要配慮者利用施設について避難確保計画は作成されていますが、訓練の内容については施設によって総合避難訓練の形で行われています。 取組については引き続き啓発を続け、要請により適切な訓練や防災学習ができるよう努めます。 また、積極的に出前講座や防災講習も実施します。</p> <p>※現状 市内8施設作成済みです。</p>	<p>このコロナ過の中で、避難所の確保・開設に向けた取組みですが、今回の交付金で必要と思われる備品等の追加購入を行いました。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>屋内用ルームテント</td> <td style="text-align: right;">200張</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td style="text-align: right;">10,000枚</td> </tr> <tr> <td>消毒液</td> <td style="text-align: right;">46本</td> </tr> <tr> <td>非接触型体温計</td> <td style="text-align: right;">30本</td> </tr> <tr> <td>サーモカメラ</td> <td style="text-align: right;">4台</td> </tr> <tr> <td>大型扇風機</td> <td style="text-align: right;">46台</td> </tr> </table> <p>状況に応じて避難所開設の際は密にならないように十分スペースのある避難所（体育館等）を開設し、備蓄品である屋内用ルームテントや扇風機、サーモカメラ等を活用して感染症対策に努め、避難者を収容するようにしています。 また、現在あります、避難所運営マニュアルの別冊として避難所運営マニュアル感染症対策編を新たに作成しました。 課題としては、実際の運営についての職員や地域住民への研修となりますが、今後においてコロナが収束しても感染症対策込みの避難所運営が標準になると考えるところです。 また、職員や地域住民について避難所運営や感染症対策について正しい知識を身につけるための啓発も必要と考えます。</p>	屋内用ルームテント	200張	マスク	10,000枚	消毒液	46本	非接触型体温計	30本	サーモカメラ	4台	大型扇風機	46台
屋内用ルームテント	200張													
マスク	10,000枚													
消毒液	46本													
非接触型体温計	30本													
サーモカメラ	4台													
大型扇風機	46台													
<p>富良野市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成について、各施設を訪問し説明を行い、9割近く（74施設中65施設）の施設から提出をいただいています。 ・提出がされていない施設については今後も作成・提出を促していくこととします。 ・課題としては、計画では、ほとんどの施設は一般住民と同じ避難所に避難することになっていますが、ハード、ソフト両面で受け入れるための環境の整備ができていません。要配慮者の対応については、当該施設職員をお願いすることを考えていますが、災害の規模によっては職員も被災者となり、困難となることも考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルの改定を進めています。 ・予算の関係上、間仕切りテント、段ボールベッドなど、感染症対策用の物資を十分な数を準備することが困難です。また、保管する場所にも苦慮している状況です。 ・避難所開設、運営に関して、感染症対策により、避難所に派遣する職員を増やす必要があり、開設する避難所が多くなると、職員の不足が懸念されます。（現段階においては、職員の不足が生じる場合は、教職員や避難者の中で協力いただける方をお願いする考えでいます。） 												
<p>上富良野町</p>	<p>【現状と取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの所管部局において、避難確保計画の作成を呼び掛けており、防災担当では各施設からの協力要請があれば計画作成について支援している状況です。 ・各施設から、訓練の支援依頼があった場合は協力しています。 ・各施設においては火災、水害、土砂災害、地震等の様々な災害に対応した訓練を行わなければなりません。火災による避難訓練が多い現状であると思われます。 	<p>○新型コロナウイルス感染症対策として多くの避難所を開設するよう言われていますが、開設する避難所数が増えるにつれ対応する職員も多く必要となります。（避難所開設数に限界があります）</p> <p>●町の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成しています。（R2年5月） ・職員向け訓練を実施しています。（R2年6月、9月） ・防災士スキルアップ研修を実施しています。（R2年7月） ・十勝岳噴火総合防災訓練での新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設訓練を行います。（R3年2月） 												
<p>中富良野町</p>	<p>○避難確保計画作成に向けた現状 【洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設・学校】 12カ所 （うち避難確保計画作成済の施設） 8カ所 【土砂災害警戒区域内の学校】 1カ所 （うち避難確保計画作成済の施設） 1カ所</p> <p>○避難確保計画作成に向けた取組内容、工夫、課題など ・防災担当部署で要配慮者利用施設・学校における避難確保計画のひな型を作成し、関係課から対象となる施設に作成依頼をしています。しかし、まだ未作成の施設があるため今後さらなるよびかけや作成支援等を検討する必要があります。</p> <p>○作成後における訓練実施時の課題、工夫、利活用の事例など ・作成後の訓練について、施設によっては水害や土砂災害に特化した訓練を毎年行うことが難しい状況です。違う災害種別の訓練でも共通するところはあるため訓練を継続して行うことが重要です。</p>	<p>○避難所確保に向けて、気をつけるべき事項、具体的な取組、課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所は2箇所追加指定（総合スポーツセンター、郷土館） ・防災訓練等で感染症対策（受付時の体温測定やゾーニング、感染者専用避難所の用意など）を事前に検討し、実行できる準備をしておくことが重要です。 ・今年度の防災訓練では災害対策本部訓練で感染症対策についての検討を行ったほか、避難訓練ではドライブスルー方式の受付や感染症対策を講じたレイアウトの検討を行いました。 ・災害備蓄品として感染症対策用品の購入をしています。（マスク、消毒液、非接触型体温計等） ・避難所運営マニュアルを作成し各自主防災会に配布しています。 ・感染症対策を講じると収容人数が少なくなるため、避難所として開設する施設を増やす必要があり運営する人手不足が懸念されます。 ・感染症対策には保健所との連携が必要不可欠であり、災害時に連携を図るために事前に関係構築することが重要です。 <p>○避難の長期化や人数が増えた場合の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の徹底や避難所を運営する際のルール作り、役割決めが重要です。 ・感染症対策の徹底を図るためには避難する際の心構え（避難する際にマスク、消毒液、体温計を持参してもらうなど）を事前に周知しておく必要があります。（広報で周知済みです） ・避難者が多くなった場合は追加で避難所を開設するなど対応を検討する必要があります。その場合、運営する人手が必要になるため避難者自らが避難所を運営できるよう事前の準備（マニュアルの作成等）が重要となります。 												

	<p style="text-align: center;">テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</p>	<p style="text-align: center;">テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</p>
<p>南富良野町</p>	<p>本町の幾寅地区は浸水想定区域内に特別養護老人ホームや障がい者支援施設等が立地していますが、現在のところ避難確保計画は作成されていないため、役場として各施設と打合せを行いながら計画作成に向けた検討等を推進中です。</p> <p>このうち、特別養護老人ホームは短期入所も含め約50名が入所していますが、寝たきりの方もいることから避難に要する時間をさらに詳しく把握・検討し、計画に反映する必要があります。</p> <p>また、2箇所ある障がい者支援施設の利用者は合わせて約140名おり、3階建ての建物への垂直避難により対応することを基本としていますが、平屋の建物で生活する約40名の利用者は隣接する3階建ての施設への移動が必須となるため、避難に要する時間をしっかり把握して確実に避難を完了できる計画を作成する必要があります。</p> <p>なお、現状における本町の福祉避難所は、施設としての機能が乏しいことから、施設の改修又は他の施設を福祉避難所に指定する等の検討が必要です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症禍における避難所では、避難者相互間のソーシャルディスタンスの確保に伴う収容人数の大幅な減少が明らかなことから、町として利用可能な町有施設等を把握し、その運用要領を検討するとともに、必要に応じ臨時避難所として開設する方向で準備しています。</p> <p>また、現在指定避難所として指定している避難所については、健康者と発熱者等を収容を前提とした内部配置の検討に基づくレイアウトの一案を避難所運営マニュアルに添付して担当職員の参考とするとともに、ビニールシート等による避難所内のゾーニングのための事前措置や住民参加による防災訓練の機会を活用した設営・展示を通じ、担当職員の業務への習熟や実相のイメージアップを図っています。</p>